



日耳鼻医学会 F A X ニュース NO 191

平成24年7月6日 発行 (特)日本耳鼻咽喉科医学会 E-mail jimu@jenti.or.jp HP http://www.jenti.or.jp
〒104-0031 東京都中央区京橋2-11-8 全医協連会館5F FAX 03-5524-5228 TEL 03-5524-5230

日本医師会会長横倉義武先生、顧問に就任 新理事長に伊東祐久氏(鹿児島)を選出

6月24日(日)午後1時より八重洲富士屋ホテルで、立崎英夫先生、小川重男先生の講演に引き続き平成24年度定時都道府県代議員会総会が開催され、第1号～第3号議案が承認可決された後、第4号議案で平成24・25年度の役員が承認可決され、理事の互選で理事長副理事長が決まり報告された。新役員は以下の通り。

理事長:伊東祐久(鹿児島)
副理事長:鈴木 徹(愛媛)、阿部博章(鳥取)、中澤宏(東京)
理事:盛 庸(青森)、柴原義博(宮城)、金子 裕(群馬)、桧垣清高(山梨)、坂口文雄、木村 仁、山口展正、大津有二郎、三谷幸恵(以上東京)、松原茂規(岐阜)、地後井泰弘(熊本)、菊池清文(宮崎)
監事:笠原行善(東京)、松原健次郎(徳島)
顧問:横倉義武(日本医師会会長)、関根惟和(徳島)、清水淑郎、石山英一、藤谷昭平、兼子順男(以上東京)、本城好春(佐賀)

就任ご挨拶

理事長 伊東祐久

平成24年6月24日開催されました総会におきまして、前任者石山英一先生の任期満了に伴う役員改選で次期理事長を拝命致しました。歴代理事長の偉大な功績を思いますと、地方在住ということもあり、十分に勤めを果たすことができるか不安でありましたが、東京都耳鼻科医学会はじめ多くの方が支援して下さいました。副理事長を鈴木徹先生、阿部博章先生、中澤宏先生にお願い致しました。また石山前理事長のご尽力で日本医師会の横倉義武会長を顧問にお迎えすることができ、心強い限りであります。

衆議院で消費税アップの法案が可決されました。当初は「社会保障と税の一体改革」ということでしたが、年金と社会保障は先送りされ、有識者らによる「国民会議」で一年以内に結論を出すことになりましたが、社会保障の機能強化と皆保険制度堅持という文言が削除されているということで、今後医療がどうなるか予断を許さないところであります。

また今回の診療報酬改定では、微増の部分の多くは病院に回り、診療所への配慮は無かったと感じています。消費税のアップ分は社会保障に廻すといっても、はたして医療にどれだけ廻ってくるのか不透明で、診療所の多い耳鼻咽喉科は経営そのものが危うくなりかねません。

このような状況の中、承認頂いた事業計画を着実に実行して、耳鼻咽喉科臨床医が安心して医療を提供できるよう、全力を尽くしたいと思います。

これからの2年間、新役員一同、最善の努力を尽くす所存でございますので、宜しくお願い申し上げます。

「九州フォーラムin熊本2012」ご案内

9月8日(土)午後2時半～分科会 午後6時～懇親会

9月9日(土) 午前9時20分～全体集会

分科会・全体集会会場 くまもと県民交流館パレオ

懇親会会場 ホテル日航熊本

詳細はお届けする冊子ならびにホームページを

ご覧下さい。 <http://www.kyusuforum.com/>

多数のご参加を心よりお待ちしております。

退任ご挨拶

顧問 石山英一

平成24年6月24日、当会の定時都道府県代議員会ならびに総会におきまして、任期満了により理事長を退任させて頂きました。在任中、御支援御協力を賜りました各位に心より御礼を申し上げます。なお、7月1日より伊東祐久氏(鹿児島)が理事長に就任しましたので、私同様どうぞ宜しくお願い申し上げます。

さて、医療を取り巻く環境がますますその厳しさを増して来ております。政府の公的債務残高も1000兆円を超え、野田政権が自公の協力でやっと可決した10%へ向けての消費税UPも、その実行が2年先との事より、債務残高の赤字削減には役立たないようで、専門家の一部の意見では、消費税の16%へのUPと年金と医療費の現行政策の半額CUTが行われないうり、根本的な解決にはならないといわれており、社会保障制度の根幹に関わる重要事項であるだけに大変な事です。なんとしても財政の再建に向けての強力な政策の確立とその実行が必要でしょう。

医会の団結と発展を祈念し、御挨拶とさせていただきます。

疑義解釈資料(その5) 6月8日厚労省保険局医療課

(問1) 時間外対応加算2で求められる標榜時間外の夜間の数時間の対応について、午後を休診としている日の場合はどのような対応が必要か。

(答) 当該加算を算定する診療所において、標榜時間外の夜間の数時間は、原則として当該診療所において対応できる体制が取られている必要があるが、午後を休診としている日においては、標榜時間外の数時間の対応で差し支えない。その場合、対応を行わない夜間及び深夜(午後6時から午前6時)等においては留守番電話等により、地域の救急医療機関等の案内を行うなど、対応に配慮すること。

(問148) 数種類の処方薬のうち、1種類だけでも一般名で処方されていれば他の処方薬が銘柄名で処方されていても算定できるという理解で良いか。

(答) そのとおり。ただし、後発医薬品のある先発医薬品及び先発医薬品に準じたものについて一般名処方した場合に限り算定できる。従って、後発医薬品の存在しない漢方、後発医薬品のみ存在する薬剤等について一般名処方した場合は算定できない。

「疑義解釈資料の送付について(その1)」(平成24年3月30日付事務連絡)を訂正

明日をもつとすこやかに
経口用カバペナム系抗生物質製剤 [経口細粒剤]
処方せん医薬品
オラペナム 小児用細粒

オラペナム®小児用細粒10%
ORAPENEM® FINE GRANULES 10% FOR PEDIATRIC
注) 注意 — 医師等の処方せんにより使用すること 商号 TBPMP-I

※「効能・効果」、「用法・用量」、「効能・効果に関連する使用上の注意」、「用法・用量に関連する使用上の注意」、「禁忌・原則禁忌を含む使用上の注意」等、詳細は製品添付文書をご参照ください。

製造販売元
[資料請求先] Meiji Seika ファルマ株式会社
東京都中央区京橋 2-4-16
<http://www.meiji-seika-pharma.co.jp/>
作成:2012.4